

## 一般事業主行動計画（第1回）

休業中の職員が不安を抱かず職場復帰ができるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1 : 育児休業・介護休業復帰の職員を対象とする  
教育訓練制度を導入する

### 対策

- 平成23年4月～ アンケート調査票の準備
- 平成24年4月～ 対象者へのアンケート調査開始
- 平成25年4月～ アンケート集計
- 平成25年7月～ 教育内容及び教育担当者の検討開始
- 平成27年2月 職員への周知
- 平成27年3月 制度導入・教育訓練の実施

### 【一般事業主行動計画とは・・・】

少子化の急速な進行は、我が国の経済社会に深刻な影響を与えます。その為、政府・地方公共団体・企業等は一体となって対策を進めていかねばなりません。そこで、平成15年7月に成立・公布されたのが、「次世代育成支援対策推進法」です。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、301人以上(平成23年4月1日以降は101人以上)の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」(以下「行動計画」といいます。)を策定し、速やかに届け出なければならないとし、雇用する労働者が300人以下(平成23年4月1日以降は100人以下)の事業主には、同様の努力義務があるとしています。